

2026年2月13日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証 プライム市場)
問い合わせ先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL : 03-5290-6500(代表))

役員向け「事後交付型業績連動型株式報酬制度」及び「事後交付型株式報酬制度」 の導入に関するお知らせ

ソニーフィナンシャルグループ株式会社（代表執行役 社長 CEO：遠藤 俊英、本社：東京都千代田区、以下「当社」）は、2026年2月13日開催の取締役会及び報酬委員会において、当社及び当社子会社（当社と併せて以下「対象会社」）の一部の役員（以下「対象者」）を対象として、業績連動型株式ユニット（PSU）による事後交付型業績連動型株式報酬制度（以下「PSU制度」）及び譲渡制限付株式ユニット（RSU）による事後交付型株式報酬制度（以下「RSU制度」、PSU制度と併せて以下「本制度」）を導入することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

当社は、当社の株式の交付を行うことにより、対象者に対し、ソニーフィナンシャルグループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたします。

2. 本制度の概要

（1）本制度の対象者

対象者は、当社の取締役、執行役及び当社子会社の取締役のうち、当社が当社株式の交付先として決定する者です。

（2）本制度の概要

① PSU制度

PSU制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数のPSUを事前に支給し、対象者が当社の予め定める期間において、対象会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当社が定める数値目標の達成割合等（注）に応じて0～150%の範囲内で、対象者が保有しているPSUの数を基礎として、当社の報酬委員会で別途決議する算定方法に基づき当社の報酬委員会にて決定する数のPSUについて権利確定し、当該PSUの数と同数（以下「PSU交付株式数」）の当社普通株式を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じてPSU交付株式数を調整するものとします。

（注）支給するPSUの半数については、PSUの付与日の属する年度の前年度の3月の月間平均（初回については2026年2月の月間平均）と権利確定日の属する年度の前年度の3月の月間平均の（a）当社の株主総利回りと（b）競合他社3社の株主総利回り及び東証株価指数（配当込みTOPIX）

のリターンを比較した上で権利確定する PSU の数を算出します。また、残る半数の PSU については、権利確定日の前年度末日時点の当社の一過性要因を排除した自己資本利益率を基礎に、目標である自己資本利益率 10% の達成度に応じて権利確定する PSU の数を算出します。

② RSU 制度

RSU 制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数の RSU を事前に支給し、対象者が、対象会社の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失したことにより権利確定した場合、当該 RSU の数と同数（以下「RSU 交付株式数」）の当社普通株式を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて RSU 交付株式数を調整するものとします。

（3）当社株式の交付の方法及び時期

当社は、PSU 及び RSU の権利確定後、当社が定めた時期に、対象会社から対象者に支給された当社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社子会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該子会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けを行う。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株発行又は自己株式処分によって、PSU 交付株式数及び RSU 交付株式数の当社普通株式を交付します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の 1 株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ、関連する法令により認められる範囲で決定する額とします。

（4）ユニットの消滅事由等

対象者が、当社が定める一定の非違行為があったことその他当社において定める事由に該当した場合には、未確定のユニットの全部又は一部を喪失するものとします。また、ユニットの確定後に、財務報告に重大な不備が発見され、かつ、当該不備が既支給報酬の算定に影響を与え、当該既支給報酬が過大であった場合等に該当すると当社の報酬委員会が合理的に判断したときは、当社は、対象者に対し、かかるユニットに関して交付を受けた当社普通株式の全部若しくは一部又は相当する額の金銭を無償で返還するよう請求することができるものとします。

（5）組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編行為等の相手方の株式を交付することができます。

以上